

報告第4号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和7年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）

令和7年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,815千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 915	千円 △291	千円 624
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
3 諸収入		546	△290	256
	1 雑入	546	△290	256
(就農支援資金業務勘定)		689	△385	304
1 繰入金		669	△419	250
	1 一般会計繰入金	669	△419	250
2 繰越金		10	44	54
	1 繰越金	10	44	54
3 諸収入		10	△10	0
	1 雑入	10	△10	0

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	千円 29,491	千円 △676	千円 28,815

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
(農業改良資金業務勘定)		千円 915	千円 △291	千円 624
1 農林水産業費		915	△291	624
	1 農業費	915	△291	624
(就農支援資金業務勘定)		689	△385	304
1 農林水産業費		689	△385	304
	1 農業費	689	△385	304
歳出	合計	29,491	△676	28,815